平成２７年（フ）第２１３号
大阪府岸和田市岡山町498番地の５宇野ハイツ２号
破産者　隆穂建設こと　松谷　　隆
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
大阪府阪南市舞３丁目３番７号、前住所大阪府阪南市貝掛1221番地の１
破産者　毎日新聞浅香山販売所こと　細原　誠司
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
奈良県香芝市逢坂７丁目183－４、住民票上の住所奈良県御所市大字南十三64番地の１　Ⅱ－1106号
破産者　平井縫工所こと　平井　崇靖
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目４番15－203号、前住所奈良県大和郡山市小泉町671－137　シティロイヤルＡ207
破産者　鈴木　正博
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
奈良県橿原市小房町13番36－205号　小房荘苑、前住所奈良県橿原市上品寺町447番地の７
破産者　丸野　健太
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番20－709号　サンプラザ神楽
破産者　浅野　順子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
札幌市北区北26条西２丁目１番27－101号
破産者　菅原　弘文
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
群馬県沼田市東原新町1527番地　星野ハイツ102号
破産者　明田　武夫
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
埼玉県桶川市大字川田谷4764番地の16
破産者　白田　亮秀
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
埼玉県鴻巣市糠田1864番地
破産者　福村　義史
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
埼玉県上尾市大字原市585番地５
破産者　中村　健一
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
埼玉県朝霞市栄町１丁目７番24号
破産者　沖島　康士
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
埼玉県東松山市大字松山1684番地11　向台住宅１－314
破産者　鍜治谷智美
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第５９号
埼玉県東松山市岡字膳棚1871　ジオスター（株）東松山工場内、住民票上の住所埼玉県比企郡小川町大字青山1755番地２
破産者　田島　　卓
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７９号
埼玉県児玉郡上里町大字堤637番地３
破産者　伏見　隆明
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県川口市坂下町４丁目19番26号、開始決定時の住所川崎市川崎区殿町２丁目８番12－302号　レオパレスアルタ殿町
破産者　宮本　　誠
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
川崎市多摩区登戸1841番地
破産者　本間　顕一
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
岐阜県関市肥田瀬334番地３
破産者　矢本富士夫
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５４号
静岡市駿河区丸子３丁目７番１号、開始決定時住所静岡市駿河区東新田２丁目19番28号　ドミール東新田103
破産者　園田　利朗
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部